資　料

# 八雲町森林整備計画変更計画書（案）

## －新旧対照表－

令和８年４月

八雲町農林課

《計画変更箇所抜粋》

| 現行計画 | 新計画 |
| --- | --- |
| Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項<br>１　森林整備の現状と課題<br>本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の８割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和６年１１月末日現在１４，５６５人となっている。<br>本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し求められる機能が多くなってきている。<br>本町の総面積は９５，６０８ha であり、森林面積は８０，１９１ha で総面積８３％を占めている。民有林面積は３０，１５３ha でトドマツやスギを主体とした人工林の面積は１０，５５０ha であり人工林率３５％となっている。齢級構成では７齢級以下の若い林分が３６％を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。<br>落部地区や熊石相沼地区、～<br>省　略<br>２～３　省　略<br><br>Ⅱ　森林整備の方法に関する事項<br>第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）<br>省　略<br><br>第２　造林に関する事項<br>１　人工造林に関する事項<br>省　略<br>（１）人工造林の対象樹種<br>省　略<br>（２）人工造林の標準的な方法<br>ア　育成単層林を導入または維持する森林<br>（ア）～（キ）　省　略<br>【植栽時期】 | Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項<br>１　森林整備の現状と課題<br>本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の８割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和７年１１月末日現在１４，２２１人となっている。<br>本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し求められる機能が多くなってきている。<br>本町の総面積は９５，６０８ha であり、森林面積は８０，２０４ha で総面積８３％を占めている。民有林面積は３０，１４４ha でトドマツやスギを主体とした人工林の面積は１０，５３５ha であり人工林率３４％となっている。齢級構成では７齢級以下の若い林分が３６％を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。<br>落部地区や熊石相沼地区、～<br>省　略<br>２～３　省　略<br><br>Ⅱ　森林整備の方法に関する事項<br>第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）<br>省　略<br><br>第２　造林に関する事項<br>１　人工造林に関する事項<br>省　略<br>（１）人工造林の対象樹種<br>省　略<br>（２）人工造林の標準的な方法<br>ア　育成単層林を導入または維持する森林<br>（ア）～（キ）　省　略<br>【植栽時期】 |

| 植栽時期 | 樹　　種 | 植栽時期 |
|---|---|---|
| 春植え | スギ | ４月初旬～６月中旬 |
| | トドマツ、カラマツ類、その他針葉樹、広葉樹 | ４月初旬～５月下旬 |
| 秋植え | スギ、トドマツ、その他針葉樹 | ９月上旬～１１月中旬 |
| | カラマツ類、広葉樹 | ９月下旬～１１月中旬 |

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

省　略

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

省　略

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

省　略

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

省　略

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

省　略

第８　その他必要な事項

省　略

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

省　略

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、八雲町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機

| 植栽時期 | 樹　　種 | 植栽時期 |
|---|---|---|
| 春植え | スギ | ４月初旬～６月中旬 |
| | トドマツ、カラマツ類、その他針葉樹、広葉樹 | ４月初旬～５月下旬 |
| 秋植え | トドマツ、その他針葉樹、 | ９月下旬～１１月中旬 |
| | スギ、カラマツ類、広葉樹 | ９月下旬～１１月下旬 |

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

省　略

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

省　略

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

省　略

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

省　略

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

省　略

第８　その他必要な事項

省　略

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

省　略

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うととも

| | |
|---|---|
| 関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。<br>　さらに～<br>省　略<br>２～５　省　略<br>省　略<br><br>Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項<br>　省　略<br><br>Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項<br>　省　略 | に、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。<br>　さらに～<br>省　略<br>２～５　省　略<br><br>Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項<br>　省　略<br><br>Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項<br>　省　略 |